

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第1号	さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例	総 務 課	令和5年3月13日
条例第2号	さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例	食 肉 衛 生 検 査 所	令和5年3月13日
条例第3号	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	建 築 行 政 課	令和5年3月13日
条例第4号	さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例	査 察 指 導 課	令和5年3月13日
条例第5号	さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例	教 職 員 人 事 課	令和5年3月13日
条例第6号	さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例	健 康 教 育 課	令和5年3月13日
条例第7号	さいたま市博物館条例の一部を改正する条例	博 物 館	令和5年3月13日
条例第8号	さいたま市年輪荘条例の一部を改正する条例	高 齢 福 祉 課	令和5年3月13日
条例第9号	さいたま市保育所条例の一部を改正する条例	保 育 課	令和5年3月13日
条例第10号	さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国 民 健 康 保 険 課	令和5年3月13日
条例第11号	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国 民 健 康 保 険 課	令和5年3月13日
条例第12号	さいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	生 活 衛 生 課	令和5年3月13日
条例第13号	さいたま市自転車のまちづくり推進条例の一部を改正する条例	自転車まちづくり推進課	令和5年3月13日
条例第14号	さいたま市市営住宅条例及びさいたま市市民住宅条例の一部を改正する条例	住 宅 政 策 課	令和5年3月13日
条例第15号	さいたま市給水条例の一部を改正する条例	給 水 工 事 課	令和5年3月13日
条例第16号	さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例	議 員 提 案	令和5年3月13日
条例第17号	さいたま市市税条例の一部を改正する条例	税 制 課	令和5年3月31日
条例第18号	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	障 害 支 援 課	令和5年3月31日
条例第19号	さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例	国 民 健 康 保 険 課	令和5年3月31日

# さいたま市条例第1号

## さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例

さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(局等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる局等を設けるものとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>保健衛生局</u></p> <p><u>福祉局</u></p> <p>[略]</p>	<p>(局等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる局等を設けるものとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>保健福祉局</u></p> <p>[略]</p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条の局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>保健衛生局</u></p> <p>(1) <u>地域保健に関すること。</u></p> <p>(2) <u>地域医療に関すること。</u></p> <p><u>福祉局</u></p> <p>(1) <u>地域福祉に関すること。</u></p> <p>(2) <u>高齢者福祉に関すること。</u></p> <p>(3) <u>障害者福祉に関すること。</u></p> <p>(4) <u>社会保障に関すること。</u></p> <p>[略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条の局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>保健福祉局</u></p> <p>(1) <u>保健衛生に関すること。</u></p> <p>(2) <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>(3) <u>社会保障に関すること。</u></p> <p>[略]</p>

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

2 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 (平成16年さいたま市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定管理者審査選定委員会の設置)</p> <p>第8条 市長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について審査するため、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者審査選定委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 保健衛生局が所管する施設</u> <u>さいたま市保健衛生局指定管理者審査選定委員会</u></p> <p><u>(4) 福祉局が所管する施設</u> <u>さいたま市福祉局指定管理者審査選定委員会</u></p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p>2 委員会は、それぞれ委員7人以内をもって組織する。ただし、前項第7号に掲げるさいたま市都市局指定管理者審査選定委員会については、委員9人以内をもって組織する。</p> <p>3～7 [略]</p>	<p>(指定管理者審査選定委員会の設置)</p> <p>第8条 市長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について審査するため、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者審査選定委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 保健福祉局が所管する施設</u> <u>さいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会</u></p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p>2 委員会は、それぞれ委員7人以内をもって組織する。ただし、前項第6号に掲げるさいたま市都市局指定管理者審査選定委員会については、委員9人以内をもって組織する。</p> <p>3～7 [略]</p>

(さいたま市社会福祉審議会条例の一部改正)

3 さいたま市社会福祉審議会条例 (平成15年さいたま市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第12条 審議会の庶務は、 <u>福祉局</u> において処理する。	(庶務) 第12条 審議会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。

(さいたま市障害者政策委員会条例の一部改正)

4 さいたま市障害者政策委員会条例（平成15年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>福祉局</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。

(さいたま市精神保健福祉審議会条例の一部改正)

5 さいたま市精神保健福祉審議会条例（平成14年さいたま市条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務)	(庶務)

第6条 審議会の庶務は、 <u>保健衛生局</u> において処理する。	第6条 審議会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。
-------------------------------------	-------------------------------------

(さいたま市感染症診査協議会条例の一部改正)

6 さいたま市感染症診査協議会条例（平成13年さいたま市条例第311号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>保健衛生局</u> において処理する。	(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。

(さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例の一部改正)

7 さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例（平成24年さいたま市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(歯科口腔保健審議会) 第10条 [略] 2～8 [略] 9 審議会の庶務は、 <u>保健衛生局</u> において処理する。 10 [略]	(歯科口腔保健審議会) 第10条 [略] 2～8 [略] 9 審議会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 10 [略]

さいたま市条例第2号

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市衛生関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～21 [略]		1～21 [略]	
22 と畜場法第14条第1項から第4項までの規定による獣畜のとさつ又は解体の検査		22 と畜場法第14条第1項から第4項までの規定による獣畜のとさつ又は解体の検査	
(1) 生後1年以上の牛又は馬	1頭につき <u>730円</u>	(1) 生後1年以上の牛又は馬	1頭につき <u>700円</u>
(2) 生後1年未満の牛又は馬	1頭につき <u>340円</u>	(2) 生後1年未満の牛又は馬	1頭につき <u>300円</u>
(3) 豚、めん羊又は山羊	1頭につき <u>340円</u>	(3) 豚、めん羊又は山羊	1頭につき <u>300円</u>
23～56 [略]		23～56 [略]	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市衛生関係事務手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

さいたま市条例第3号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～20 [略]		1～20 [略]	
21 [略]		21 [略]	
<b>21の2 法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する認定の申請に対する審査</b>	1件につき 27,000円		
22～25 [略]		22～25 [略]	
26 法第55条第3項又は第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	[略]	26 法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	[略]
27～30 [略]		27～30 [略]	
30の2 [略]		30の2 [略]	
<b>30の3 法第58条第2項の規定による高度地区における建築物の高さの許可の申請に対する審査</b>	1件につき 160,000円		
31～41 [略]		31～41 [略]	
42 法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	[略]	42 法第85条第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	[略]
42の2 法第85条第7項の規定による国際的な規模の会議等の用に供する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	[略]	42の2 法第85条第6項の規定による国際的な規模の会議等の用に供する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	[略]
43～51の4 [略]		43～51の4 [略]	

51の5 法第87条の3 第6項の規定による建築物の用途を変更して興行場等とする建築物の使用の許可の申請に対する審査	[略]	51の5 法第87条の3 第5項の規定による建築物の用途を変更して興行場等とする建築物の使用の許可の申請に対する審査	[略]
51の6 法第87条の3 第7項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用の許可の申請に対する審査	[略]	51の6 法第87条の3 第6項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用の許可の申請に対する審査	[略]
51の7～80 [略]		51の7～80 [略]	
備考 [略]		備考 [略]	

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第42項、第42項の2、第51項の5及び第51項の6の改正は、公布の日から施行する。



さいたま市条例第4号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～25 [略]		1～25 [略]	
26 [略]		26 [略]	
27 液化石油ガス法第3条第1項の規定による液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	1件につき 31,000円		
28 液化石油ガス法第3条の2第3項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1通につき 630円		
29 液化石油ガス法第3条の2第3項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務	1回につき 460円		
30 液化石油ガス法第29条第1項の規定による保安機関の認定の申請に対する審査	34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額		
31 液化石油ガス法第32条第1項の規定による保安機関の認定の更新の申請に対する審査	14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額		

3 2 液化石油ガス法第3 3条第1項の規定による保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査	20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
3 3 液化石油ガス法第3 5条の6第1項の規定による保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査 (1) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合 (2) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合 (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	55,000円 80,000円 98,000円
3 4 液化石油ガス法第3 6条第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査	21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
3 5 液化石油ガス法第3 7条の2第1項の規定による貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
3 6 液化石油ガス法第3 7条の3第1項の規定による液化石油ガス法第3 6条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定による完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認

	められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	
37 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定による液化石油ガス法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	
<u>38</u> [略]		<u>27</u> [略]
<u>39</u> [略]		<u>28</u> [略]
<u>40</u> [略]		<u>29</u> [略]
<u>41</u> [略]		<u>30</u> [略]
<u>42</u> [略]		<u>31</u> [略]
<u>43</u> [略]		<u>32</u> [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## さいたま市条例第5号

### さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定数) 第3条 教職員の定数は、 <u>6, 435</u> 人とする。 2・3 [略]	(定数) 第3条 教職員の定数は、 <u>6, 064</u> 人とする。 2・3 [略]

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## さいたま市条例第6号

### さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、市が設置する学校における学校給食法（昭和29年法律第160号。次条において「法」という。）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。次条において「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づく学校給食の実施並びに学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項の学校給食、特別支援学校給食法第2条の学校給食その他の学校において実施される給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項の学校給食費、特別支援学校給食法第5条第2項の学校給食に要する経費その他の次号に掲げる者が負担すべき経費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）その他学校給食の提供を受ける者をいう。

#### (学校給食の実施)

第3条 市は、さいたま市立学校設置条例（平成13年さいたま市条例第113号）別表に規定する学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を除く。）において、学校給食を実施するものとする。

#### (学校給食費の徴収及び納付)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

- 2 学校給食費負担者は、学校給食費を規則で定める日までに納付しなければならない。
- 3 学校給食費の額は、規則で定める。

#### (学校給食費の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食について適用する。

## さいたま市条例第7号

### さいたま市博物館条例の一部を改正する条例

さいたま市博物館条例（平成13年さいたま市条例第132号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館を設置する。	(設置) 第1条 教育、学術及び文化の発展に寄与するため、 <u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき</u> 、博物館を設置する。
(事業) 第3条 博物館は、 <u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条に定める事業及び市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業を行う。</u>	(事業) 第3条 博物館は、 <u>法第3条に定める事業及び市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業を行う。</u>
(協議会) 第14条 <u>法第23条第1項の規定に基づき</u> 、さいたま市博物館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 2～5 [略]	(協議会) 第14条 <u>法第20条第1項の規定に基づき</u> 、さいたま市博物館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 2～5 [略]

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市条例第8号

さいたま市年輪荘条例の一部を改正する条例

さいたま市年輪荘条例（平成13年さいたま市条例第148号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第5条の3に規定する養護老人ホームを有する老人福祉施設として、さいたま市年輪荘（以下「年輪荘」という。）をさいたま市緑区大字中尾1404番地に設置する。</p> <p style="text-align: center;">（定員）</p> <p>第2条 [略]</p> <p style="text-align: center;">（事業）</p> <p>第3条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第5条の3に規定する養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターを有する老人福祉施設として、さいたま市年輪荘（以下「年輪荘」という。）をさいたま市緑区大字中尾1404番地に設置する。</p> <p style="text-align: center;">（定員）</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 年輪荘の老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）の利用定員は、10人とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）のうち市長が別に定めるサービスに係る利用定員については、市長が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">（事業）</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 センターは、次に掲げる者について、介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「地域密着型通所介護」という。）又は第1号通所事業を行う。</u></p> <p>(1) 法第10条の4第1項第2号の措置に係る者</p> <p>(2) <u>介護保険法の規定による、地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者</u></p> <p>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の</p>



規定による居宅介護又は介護予防・日常生活支援（地域密着型通所介護又は第1号通所事業に限る。）に係る介護扶助に係る者

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（地域密着型通所介護又は第1号通所事業に係るものに限る。）に係る者

3 センターは、次に掲げる者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち同条第7項に規定する生活介護に係る障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）を行うことができる。

(1) 障害者総合支援法第19条第1項の規定による介護給付費の支給決定を受けた者

(2) 障害者総合支援法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者

(指定管理者による管理等)

第4条 [略]

2 [略]

3 第2条第2項本文の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てセンターの利用定員を変更することができる。

(センターの休業日)

第5条 センターの休業日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(センターの利用時間)

第6条 センターの利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(利用の許可)

第7条 第3条第1項第2号に規定する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(指定管理者による管理等)

第4条 [略]

2 [略]

(利用の許可)

第5条 第3条第2号に規定する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第6条 [略]

第7条 [略]

(利用料金)

第8条 第3条第2号に規定する者がホームに入所したときは、市長が別に定める額を指定管理者に支払わなければならない。

2 前項に規定する利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 市長は、前条の規定によりホームに入所した者が、天災その他特別の事由により利用料金を支払うことが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(費用等の収入)

第10条 市長は、第3条第1号に規定する者への入所による養護に係る費用を指定管理者の収入として収受させることができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第11条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理

第8条 [略]

第9条 [略]

(利用料金)

第10条 第3条第1項第2号に規定する者がホームに入所したときは、市長が別に定める額を指定管理者に支払わなければならない。

2 第3条第2項第2号に規定するセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を、センターの利用に係る料金として指定管理者に支払わなければならない。

(1) 地域密着型通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者が定める額

(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で指定管理者が定める額

3 第3条第3項各号に規定するセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を、センターの利用に係る料金として指定管理者に支払わなければならない。

(1) 第3条第3項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額

(2) 第3条第3項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

4 前3項に規定する利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 市長は、前条の規定によりホームに入所した者又はセンターを利用する者が、天災その他特別の事由により利用料金を支払うことが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(費用等の収入)

第12条 市長は、第3条第1項第1号に規定する者への入所による養護に係る費用を指定管理者の収入として収受させることができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第13条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条第1項の規定により、指定管理

者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が年輪荘の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第3条第2号に規定する者がホームに入所したときは、市長が別に定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第6条、第7条及び第8条第1項の規定を準用する。この場合において、第6条、第7条及び第8条第1項中「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

第12条 [略]

者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が年輪荘の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、次に掲げる使用料を徴収する。

(1) 第3条第1項第2号に規定する者は、市長が別に定める額

(2) 第3条第2項第2号に規定する者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げる額

ア 地域密着型通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で市長が定める額

イ 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で市長が定める額

(3) 第3条第3項第1号に該当する者は、障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額及び特定費用

(4) 第3条第3項第2号に該当する者は、障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額及び特定費用

2 前項の場合にあつては、第8条から第10条までの規定を準用する。この場合において、第8条、第9条及び第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項及び第3項中「利用に係る料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第14条 [略]

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市条例第9号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 領家保育園	さいたま市浦和 区領家7丁目2 番30号	[略]	さいたま市立 領家保育園	さいたま市浦和 区領家7丁目1 4番16号	[略]
[略]			[略]		
さいたま市立 針ヶ谷保育園	さいたま市浦和 区針ヶ谷1丁目 4番3号	[略]	さいたま市立 針ヶ谷保育園	さいたま市浦和 区領家7丁目2 番30号	[略]
[略]			[略]		
さいたま市立 東大成保育園	さいたま市北区 東大成町2丁目 103番地	[略]	さいたま市立 東大成保育園	さいたま市北区 盆栽町453番 地	[略]
[略]			[略]		
[略]			さいたま市立 与野本町保育 園	さいたま市中央 区本町東7丁目 4番19号	30人
[略]			[略]		
さいたま市立 下落合保育園	さいたま市中央 区下落合1丁目 5番3号	90人	さいたま市立 下落合団地保 育園	さいたま市中央 区下落合3丁目 8番2号	80人
さいたま市立 鈴谷保育園	[略]	110人	さいたま市立 鈴谷西保育園	さいたま市中央 区鈴谷7丁目3 番31号	80人
[略]			さいたま市立 鈴谷東保育園	[略]	80人
[略]			[略]		

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表さいたま市立針ヶ谷保育園の項の改正 令和5年3月20日
- (2) 別表さいたま市立鈴谷西保育園の項を削る改正及びさいたま市立鈴谷東保育園の項の改正 令和5年4月1日
- (3) 別表さいたま市立東大成保育園の項の改正 令和5年5月29日
- (4) 別表さいたま市立下落合団地保育園の項の改正（定員の欄の改正を除く。）  
令和5年6月12日
- (5) 別表さいたま市立領家保育園の項の改正 令和5年6月19日
- (6) 別表さいたま市立与野本町保育園の項を削る改正及び別表さいたま市立下落合団地保育園の項の改正（定員の欄の改正に限る。） 令和5年6月26日

## さいたま市条例第10号

### さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険条例（平成13年さいたま市条例第185号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>48万8,000円</u> を支給する。ただし、規則で定める出産については、 <u>48万8,000円</u> に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。ただし、規則で定める出産については、 <u>40万8,000円</u> に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。
2 [略]	2 [略]

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

さいたま市条例第11号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（基礎課税額に係る所得割額）</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.01</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（基礎課税額に係る所得割額）</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.26</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 [略]</p>
<p style="text-align: center;">（基礎課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>3万2,800円</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">（基礎課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>3万900円</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）</p> <p>第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.60</u>を乗じて算定する。</p>	<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）</p> <p>第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.42</u>を乗じて算定する。</p>
<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>1万800円</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）</p> <p>第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>9,900円</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">（介護納付金課税額に係る所得割額）</p> <p>第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1</u></p>	<p style="text-align: center;">（介護納付金課税額に係る所得割額）</p> <p>第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1</u></p>

00分の2.24を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万2,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。))であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)

00分の2.17を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万900円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。))であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)



の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 22,960円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 7,560円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 8,400円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 16,400円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,400円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 6,000円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保

の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 21,630円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,930円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 7,630円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 15,450円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 4,950円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 5,450円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保

<p>課税被保険者1人について <u>6,560円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>2,160円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>2,400円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,920円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,200円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>13,120円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>16,400円</u></p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,620円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,700円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,320円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,400円</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>課税被保険者1人について <u>6,180円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>1,980円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>2,180円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,635円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,725円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,360円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,450円</u></p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,485円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,475円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,960円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,950円</u></p> <p>3 [略]</p>
---	---

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## さいたま市条例第12号

### さいたま市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市旅館業法施行条例（平成15年さいたま市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(学校等に類する施設の指定) 第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により定める社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次に掲げる施設とする。 (1) [略] (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館及び同法 <u>第31条第1項</u> に規定する博物館に相当する施設 (3)・(4) [略]	(学校等に類する施設の指定) 第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により定める社会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するものは、次に掲げる施設とする。 (1) [略] (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館及び同法 <u>第29条</u> に規定する博物館に相当する施設 (3)・(4) [略]

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## さいたま市条例第13号

### さいたま市自転車のまちづくり推進条例の一部を改正する条例

さいたま市自転車のまちづくり推進条例（平成30年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(乗車用ヘルメットの着用等) 第13条 [略]	(乗車用ヘルメットの着用等) 第13条 [略]
<u>2</u> [略]	<u>2</u> 高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。
<u>3</u> [略]	<u>3</u> [略]
<u>4</u> [略]	<u>4</u> [略]
	<u>5</u> [略]

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市条例第14号

さいたま市市営住宅条例及びさいたま市市民住宅条例の一部を改正する条例  
(さいたま市市営住宅条例の一部改正)

第1条 さいたま市市営住宅条例（平成13年さいたま市条例第267号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(入居者の費用負担義務)</p> <p>第25条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 給水施設、し尿処理施設、汚水処理施設、昇降機及び共同施設等の使用に要する費用<u>並びに共同施設等及び排水施設等の維持に要する費用</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げる費用のうち、<u>入居者の共通の利益を図るために必要があると認める費用</u>を入居者から徴収することができる。</p> <p>3 <u>前項の規定により市長が徴収することとした費用</u>（以下「<u>共益費</u>という。）の額は、毎年度、<u>市営住宅</u>の状況により、市長が定める。</p> <p>4 第19条及び第20条の規定は、<u>前項の共益費</u>について準用する。この場合において、<u>これらの規定中「家賃」とあるのは、「共益費」と読み替えるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(入居者の費用負担義務)</p> <p>第25条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 給水施設、し尿処理施設、汚水処理施設、昇降機及び共同施設等の使用に要する費用及び排水施設等の維持に要する費用</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 市長は、<u>借上げに係る公営住宅</u>にあっては、前項各号に掲げる費用のうち、<u>その入居者の共通の利益を図るために必要があると認める費用</u>（以下「<u>共益費</u>という。）を入居者から徴収することができる。</p> <p>3 <u>前項に規定する共益費の額は、毎年度、当該借上げに係る公営住宅</u>の状況により、市長が定める。</p> <p>4 第19条及び第20条の規定は、<u>第2項の共益費</u>について準用する。この場合において、<u>同条中「家賃」とあるのは「共益費」と読み替えるものとする。</u></p>

(さいたま市市民住宅条例の一部改正)

第2条 さいたま市市民住宅条例（平成13年さいたま市条例第268号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）<u>第1条第4号の規定により算出した額をいう。</u></p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第17条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 給水施設、し尿処理施設、汚水処理施設、昇降機及び共同施設の使用に要する費用並びに<u>共同施設及び排水施設等の維持に要する費用</u></p> <p>(4) [略]</p> <p><u>2 市長は、前項各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るために必要があると認める費用を入居者から徴収することができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により市長が徴収することとした費用（以下「共益費」という。）の額は、毎年度、市民住宅の状況により、市長が定める。</u></p> <p><u>4 第14条の規定は、前項の共益費について準用する。この場合において、同条中「家賃」とあるのは、「共益費」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(明渡し請求等)</p> <p>第24条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の承認を取り消し、及び当該入居者に対し、当該市民住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 家賃又は共益費を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）<u>第1条第3号の規定により算出した額をいう。</u></p> <p>(入居者の費用負担義務)</p> <p>第17条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 給水施設、し尿処理施設、汚水処理施設、昇降機及び共同施設の使用に要する費用及び排水施設等の維持に要する費用</p> <p>(4) [略]</p> <p>(明渡し請求等)</p> <p>第24条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の承認を取り消し、及び当該入居者に対し、当該市民住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 家賃を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## さいたま市条例第15号

### さいたま市給水条例の一部を改正する条例

さいたま市給水条例（平成13年さいたま市条例第278号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給水装置の支分引用) 第18条 [略] 2 [略] 3 <u>民法（明治29年法律第89号）第213条の2第1項の規定により、給水装置を他の者が所有する給水装置から支分して設けようとする場合は、第1項の規定は、適用しない。</u>	(給水装置の支分引用) 第18条 [略] 2 [略]

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## さいたま市条例第16号

### さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条例第286号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 保健福祉委員会 12人 <u>保健衛生局、福祉局及び子ども未来局に関する事項</u> (5)・(6) [略] 2～4 [略]	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 保健福祉委員会 12人 <u>保健福祉局及び子ども未来局に関する事項</u> (5)・(6) [略] 2～4 [略]

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市議会委員会条例第2条第1項第4号の保健福祉委員会に付託されている事件は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のさいたま市議会委員会条例第2条第1項第4号の保健福祉委員会に付託されたものとみなす。

さいたま市条例第17号

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">法附則第15条の8第2項</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">法附則第15条の9の3第1項</td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">3分の1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p> <p><u>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第15項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p>	[略]		法附則第15条の8第2項	[略]	法附則第15条の9の3第1項	3分の1	[略]		<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">法附則第15条の8第2項</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p>	[略]		法附則第15条の8第2項	[略]	[略]	
[略]															
法附則第15条の8第2項	[略]														
法附則第15条の9の3第1項	3分の1														
[略]															
[略]															
法附則第15条の8第2項	[略]														
[略]															

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後  
に申告書を提出する場合には、3月以内に提出  
することができなかつた理由

1 3 [略]

1 4 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

1 2 [略]

1 3 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分

の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第91条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車<sup>が</sup>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車<sup>が</sup>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア<sup>イ</sup>中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア<sup>ロ</sup>a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受

けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(4)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(4)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第32条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 [略]

けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第32条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 [略]

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(軽自動車税に係る経過措置)

第2条 この条例による改正後のさいたま市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和4年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

さいたま市条例第18号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第12条 削除	<p style="text-align: center;"><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該児童の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

第2条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(児童福祉施設と非常災害)</p> <p>第6条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第12条の2及び第13条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。<u>第12条及び第13条第2項において</u></p>	<p>(児童福祉施設と非常災害)</p> <p>第6条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第12条の2及び第13条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第13条第2項において同じ。）にお</p>

同じ。)においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対し不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。

2 [略]

(安全計画の策定等)

第6条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的  
に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備

いては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対し不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。

2 [略]

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備

及び職員の基準)

第9条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員として兼ねさせることができる。

2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第12条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2・3 [略]

(衛生管理等)

第13条 [略]

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3～5 [略]

及び職員の基準)

第9条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員として兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

第12条 削除

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2・3 [略]

(衛生管理等)

第13条 [略]

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3～5 [略]



<p>(職員) 第80条 [略] 2～9 [略] <u>10 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第86条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>(職員) 第86条 [略] <u>2 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p>	<p>(職員) 第80条 [略] 2～9 [略]</p> <p>(職員) 第86条 [略]</p>
--	---

（さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第6条 [略] 2～8 [略]	第6条 [略] 2～8 [略]

9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条 [略]

2～8 [略]

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（安全計画の策定等）

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、

第7条 [略]

2～8 [略]

障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

#### 第47条 削除

（従業者の員数）

第56条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（準用）

第59条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第59条において準用する第38条」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第59条において準用する第50条第1項」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第59条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあ

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（従業者の員数）

第56条 [略]

2 [略]

（準用）

第59条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第59条において準用する第38条」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第59条において準用する第50条第1項」と、第17条中「第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「第59条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項

るのは「第59条において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第59条において準用する第24条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号」とあるのは「第59条において準用する第55条第2項第2号」と、第29条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第59条において準用する次条」と、第38条中「第44条」とあるのは「第59条において準用する第44条」と、第44条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第59条において準用する第22条第1項」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第59条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第59条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第59条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第59条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第63条 [略]

2・3 [略]

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合

まで」とあるのは「第59条において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第59条において準用する第24条第2項」と、第27条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号」とあるのは「第59条において準用する第55条第2項第2号」と、第29条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第59条において準用する次条」と、第38条中「第44条」とあるのは「第59条において準用する第44条」と、第44条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第59条において準用する第22条第1項」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第59条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第59条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第59条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第59条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第63条 [略]

2・3 [略]

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条

において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第70条の2及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第89条において準用する第81条の8」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第89条において準用する第50条第1項」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第89条において準用する第81条の7第2項」と、第27条第1項中「次条第1項に規定する児童発達支援計画」とあるのは「第89条において読み替えて準用する次条第1項に規定する保育所等訪問支援計画」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号において「児童発達支援計画」という」とあるのは「第89条において準用する第55条第2項第2号において「保育所等訪問支援計画」という」と、同条第2項、第4項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第29条中「前条」とあるのは「第89条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第89条において準用する次条」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第89条において準用する第22条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と

」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第70条の2及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第89条において準用する第81条の8」と、第16条中「第50条第1項」とあるのは「第89条において準用する第50条第1項」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第89条において準用する第81条の7第2項」と、第27条第1項中「次条第1項に規定する児童発達支援計画」とあるのは「第89条において読み替えて準用する次条第1項に規定する保育所等訪問支援計画」と、第28条第1項中「第55条第2項第2号において「児童発達支援計画」という」とあるのは「第89条において準用する第55条第2項第2号において「保育所等訪問支援計画」という」と、同条第2項、第4項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第29条中「前条」とあるのは「第89条において準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第89条において準用する次条」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第1号中「第22条第1項」とあるのは「第89条において準用する第22条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第3号中「第36条」と

画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第89条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第89条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第89条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第89条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

あるのは「第89条において準用する第36条」と、同項第4号中「第45条第2項」とあるのは「第89条において準用する第45条第2項」と、同項第5号中「第51条第2項」とあるのは「第89条において準用する第51条第2項」と、同項第6号中「第53条第2項」とあるのは「第89条において準用する第53条第2項」と読み替えるものとする。

(さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第38条の2</u> 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2</u> 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p><u>3</u> 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第38条の3</u> 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他</p>	

の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第44条 削除

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第44条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第26条 削除	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

(さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第6条 さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年さいたま市条例第24号）の一

部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前													
<p style="text-align: center;"><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第13条の2 認定こども園は、園児の通園、園外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（園児の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）</p> <p>第20条 <u>さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項及び第3項、第44条第7号並びに第48条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第11条</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">第12条 第1項</td> <td style="border: 2px solid black;">利用者に対する 支援の提供</td> <td style="border: 2px solid black;">園児の教育及び 保育（満3歳未 満の園児につい ては、その保育。</td> </tr> </table>	[略]			第11条	[略]		第12条 第1項	利用者に対する 支援の提供	園児の教育及び 保育（満3歳未 満の園児につい ては、その保育。	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）</p> <p>第20条 <u>さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、<del>第10条、第11条</del>、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項及び第3項、第44条第7号並びに第48条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">第11条</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		第11条	[略]
[略]														
第11条	[略]													
第12条 第1項	利用者に対する 支援の提供	園児の教育及び 保育（満3歳未 満の園児につい ては、その保育。												
[略]														
第11条	[略]													



		以下同じ。)
	及び	並びに
[略]		
第20条 第1項	[略]	教育及び保育並びに子育ての支援
[略]		

2 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第9条の規定は、認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

附 則

1～3 [略]

4 第4条第1項及び第4項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭の普通免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第8項において同じ。）をもって代えることができる。

5・6 [略]

7 第4条第1項の規定により置かなければならぬ

[略]		
第20条 第1項	[略]	教育及び保育（ <u>満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援</u>
[略]		

2 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第9条の規定は、認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室」と読み替えるものとする。

附 則

1～3 [略]

4 第4条第1項及び第4項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭の普通免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。

5・6 [略]

い保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

[略]		
附則第6項	[略]	
附則第7項	第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

[略]	
附則第6項	[略]

（さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第7条 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用） 第15条 <u>さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、第10条、第11条、第14条（第4項ただし書を除く。）、第</u>	（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用） 第15条 <u>さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第</u>

19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
第11条	[略]	
[略]		
第48条	[略]	法第14条第1項に規定する園長
	[略]	

2 [略]

）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
第11条	[略]	
第12条	児童福祉施設の長	法第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項	児童福祉法第47条第3項
	当該児童	園児
[略]		
第48条	[略]	園長
	[略]	

2 [略]

第8条 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）</p> <p>第15条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、<u>第10条から第12条まで</u>、第14条（第4項ただし書を除く。）</p>	<p>（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）</p> <p>第15条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第8条、<u>第10条、第11条、第14条</u>（第4項ただし書を除く。）、第</p>

）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
第11条	[略]	
第12条 第1項	利用者に対する 支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに
[略]		
第20条 第1項	[略]	教育及び保育並びに子育ての支援
[略]		

2 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福

19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]		
第11条	[略]	
第20条 第1項	[略]	教育及び保育 <u>（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）</u> 並びに子育ての支援
[略]		

2 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

社施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

附 則

1～10 [略]

1.1 第5条第3項の表備考第1項に規定する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第5条第3項の表備考第1項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

1.2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事するときを除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

1.3 附則第9項から前項までの規定により第5条第3項の表備考第1項に規定する者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

1～10 [略]

1.1 前2項の規定により第5条第3項の表備考第1項に規定する者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

（さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第9条 さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>(安全計画の策定等)</u>	

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（衛生管理等）

第13条 [略]

（衛生管理等）

第13条 [略]

<p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>

(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第10条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(安全計画の策定等)</u>  第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、<u>当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u>  第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の</p>	

事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員として兼ねさせることができる。

### 第13条 削除

（衛生管理等）

第14条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3～5 [略]

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員として兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第14条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3～5 [略]

附 則

（施行期日）



1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条、第5条及び第7条の規定並びに第3条中第47条及び第59条の改正、第4条中第44条の改正並びに第10条中第13条の改正は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後のさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「改正後の設備運営条例」という。）第6条の3（保育所に係るものを除く。）、第3条の規定による改正後のさいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下この項及び第4項において「改正後の指定通所支援条例」という。）第41条の2（改正後の指定通所支援条例第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後のさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第38条の2（同条例第58条において準用する場合を含む。）及び第9条の規定による改正後のさいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第6条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

3 改正後の設備運営条例第6条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 改正後の指定通所支援条例第41条の3第2項（改正後の指定通所支援条例第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2及び第81条において準

用する場合を含む。)の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

5 第6条の規定による改正後のさいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第13条の2第2項の適用については、認定こども園において園児の通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、園児の通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて園児の所在の確認を行わなければならない。

6 第10条の規定による改正後のさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

さいたま市条例第19号

さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(課税額) 第3条 [略] 2 [略] 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。 4 [略]	(課税額) 第3条 [略] 2 [略] 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>20万円</u> とする。 4 [略]

(さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和5年さいたま市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第21条の改正を次のように改める。

(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>22万円</u> を超える場合には、 <u>22万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>20万円</u> を超える場合には、 <u>20万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 22,960円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 7,560円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 8,400円

(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 21,630円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,930円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 7,630円

(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が

2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に29万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 16,400円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,400円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 6,000円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に53万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,560円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 2,160円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 2,400円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人

2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 15,450円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 4,950円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 5,450円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6,180円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 1,980円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 2,180円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人

<p>について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,920円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,200円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>13,120円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>16,400円</u></p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,620円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,700円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,320円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,400円</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,635円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,725円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,360円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,450円</u></p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,485円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,475円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,960円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,950円</u></p> <p>3 [略]</p>
--	--

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 第1条の規定による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。